

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十七条第二項の規定によって、久井町  
和草土地改良区の解散を平成二十年四月四日認可した。

なお、この認可について不服がある者は、認可があつたことを知った日の翌日から起算し  
て六か月以内に、広島県を被告として、この認可の取消しを求める訴えを提起することがで  
きる。

平成二十年四月十四日

広島県知事 藤 田 雄 山